

平成24年 No.31

東京学芸大学学則の一部を改正する学則

制定理由

在学期間の計算方法を明確にするため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成24年 9 月12日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学学則の一部を改正する学則を次のように制定する。

平成24年9月13日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成24年学則第2号

東京学芸大学学則の一部を改正する学則

東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学学則の一部改正について

改正理由：在学期間の計算方法を明確にするため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
[省 略] 第3章 修業年限、在学期間、学年及び休学 第1節 修業年限及び在学期間 (修業年限) 第10条 本学の修業年限は、4年とする。 (在学期間) 第11条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、休学期間は、在 学年数に算入しない。 <u>2 在学期間は学期単位で計算する。</u> [省 略] <u>附 則</u> <u>1 この学則は、平成24年9月13日から施行する。</u> <u>2 この学則は、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前に入学したものに ついては、なお、従前の例による。</u>	[省 略] 第3章 修業年限、在学期間、学年及び休学 第1節 修業年限及び在学期間 (修業年限) 第10条 本学の修業年限は、4年とする。 (在学期間) 第11条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、休学期間は、在 学年数に算入しない。 [省 略]